

陳 情 番 号	陳情第5号
件 名	障がい職場の1人夜勤をなくし、常時複数配置ができる基準にするよう国に対し意見書提出を求める陳情
受付年月日	令和3年11月4日
回付委員会	厚生委員会
<p>(陳 情 要 旨)</p> <p>障がい者のグループホームは、知的障がいのある人を対象として地域生活を行うことを目的にスタートし、その後全ての障がいのある人を対象に、障がい が重い人も住み慣れた地域で暮らすための施設として整備された。2006年 に国連で採択された障害者の権利に関する条約では、障がいのある人自身が暮 らす場を選び、その質も「他の者との平等」とすることが宣言されている。 「他の者との平等」は同条約に幾度となく出てくる文言であり、障がいのある 人の権利が障がいのない人と同等になるようにとの理念が込められたものであ る。日本でも2014年に条約を批准しており、その理念を実現するために一 層の努力が必要である。</p> <p>障がい者のグループホームの利用者支援は、生命、健康を維持し、「他の者 との平等」となるよう日常生活を送るための支援が中核である。また、利用者 の高齢化に伴い、さらなる支援が必要になっているが、労働環境が苛酷である ことから職員が定着せず、専門性の積み上げが難しい。さらに、1勤務扱いで 16時間拘束され、8時間実働で8時間休憩となっている施設が多くあるが、 休憩時間も利用者の急変等に対応するため、緊張感を持ちながら職場で待機し ている実態がある。愛知県では、愛知県労働組合総連合や日本自治体労働組合 総連合と共に実施した自治体へのアンケートで、障がい者のグループホームの 適切な休憩時間の確保を目的として新設された夜間支援等体制加算（Ⅳ）、 （Ⅴ）、（Ⅵ）の取得状況を調査したところ、同加算の取得は全体の12. 1%、休憩の取得については回答した自治体の79%が施設内でのいわゆる 「手待時間」となっている。そのような中、医療・介護現場では夜勤を2勤務 扱いしている事業所が多く、夜勤明けの日は休みになることもあるが、障がい 者のグループホームでは1勤務扱いとされることから、人手不足の影響もあり、 1か月に20泊する事態も起きている。</p> <p>このような状況下で、1人で夜勤を続けていては体も心も疲弊し、離職につ ながる。また、命を預かる障がい者のグループホームで、深夜帯の職員は苛酷 な労働条件で働いており、1人での夜勤中に職員が倒れた場合、利用者の命に も直結する危機的な状況である。職員が健康に働き続け、利用者と職員双方の 命が守られる配置基準にしていくことが、障がいのある人たちの生活を守るた めに重要な課題である。</p> <p>以上のことから、下記の要望項目について、地方自治法第99条に基づき、 国に対して意見書を提出するよう陳情する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 障がい者のグループホームなど夜間支援が伴う職場において、1人での夜 勤をなくし、常時複数人の配置にすることにより、利用者と職員双方の命を 守る配置基準とすること。</p> <p style="text-align: right;">(意見書案文掲載略)</p>	
結 果	令和3年12月9日 内容を了知する。